

1 厚生労働大臣の定める基準によるもの(単位数)

(1) 通常規模型通所介護

所要時間	要介護度	基本料金	加算 入浴介	計 (単位数)	利用者1 割負担額 (円)	利用者2 割負担額 (円)	利用者3 割負担額 (円)
3時間以上 4時間未満	要介護1	370	40	410	421	842	1263
	要介護2	423		463	476	951	1427
	要介護3	479		519	533	1066	1599
	要介護4	533		573	588	1177	1765
	要介護5	588		628	645	1290	1935
4時間以上 5時間未満	要介護1	388		428	440	879	1319
	要介護2	444		484	497	994	1491
	要介護3	502		542	557	1113	1670
	要介護4	560		600	616	1232	1849
	要介護5	617		657	675	1349	2024
5時間以上 6時間未満	要介護1	570		610	626	1253	1879
	要介護2	673		713	732	1465	2197
	要介護3	777		817	839	1678	2517
	要介護4	880		920	945	1890	2835
	要介護5	984		1024	1052	2103	3155
6時間以上 7時間未満	要介護1	584		624	641	1282	1923
	要介護2	689		729	749	1497	2246
	要介護3	796		836	859	1717	2576
	要介護4	901		941	966	1933	2899
	要介護5	1,008		1048	1076	2153	3229
7時間以上 8時間未満	要介護1	658	698	717	1434	2151	
	要介護2	777	817	839	1678	2517	
	要介護3	900	940	965	1931	2896	
	要介護4	1,023	1063	1092	2183	3275	
	要介護5	1,148	1188	1220	2440	3660	

※上記の所要期間には、送迎時に居宅内で着替えや移乗、移動などに時間を要した場合には、30分を上限として含まれることがあります。

(1) 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	Ⅰイ56 単位加算(1日につき)	
(2) 個別機能訓練加算(Ⅰ)ロ	Ⅰロ76 単位加算(1日につき)	
(3) 中重度者ケア体制加算	45 単位加算(1日につき)	
(4) 同一建物居住者等減算	94 単位減算	
(5) 送迎不実施減算(片道につき)	47 単位減算	
(6) サービス提供強化加算	Ⅱ 18 単位加算	
(7) 介護職員処遇改善加算	Ⅰ 単位数の9.2% 加算	
(8) 口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅰ)	Ⅰ 20単位(1回につき)	
(9) 栄養改善加算	200単位(1回につき)	
(10) 科学的介護推進体制加算	40単位加算	
(11) ADL維持等加算(Ⅰ)	Ⅰ 30単位(1月につき)	
(12) ADL維持等加算(Ⅱ)	Ⅱ 60単位(1月につき)	

利用料金は上表の単位数に1単位あたりの単価10.27円を乗じて算定し、利用者負担はその1割又は2割・3割の額となります。

また、入浴等のサービスを提供しなかった場合は、その部分の加算はありません。

2 その他の費用

厚生労働大臣の定める基準によるもののほかに以下の費用がかかります。

食事代 600円

オムツ代 実費(100円程度)

※ その他日常生活においても通常必要となるものに係る費用の負担をお願いすることあります